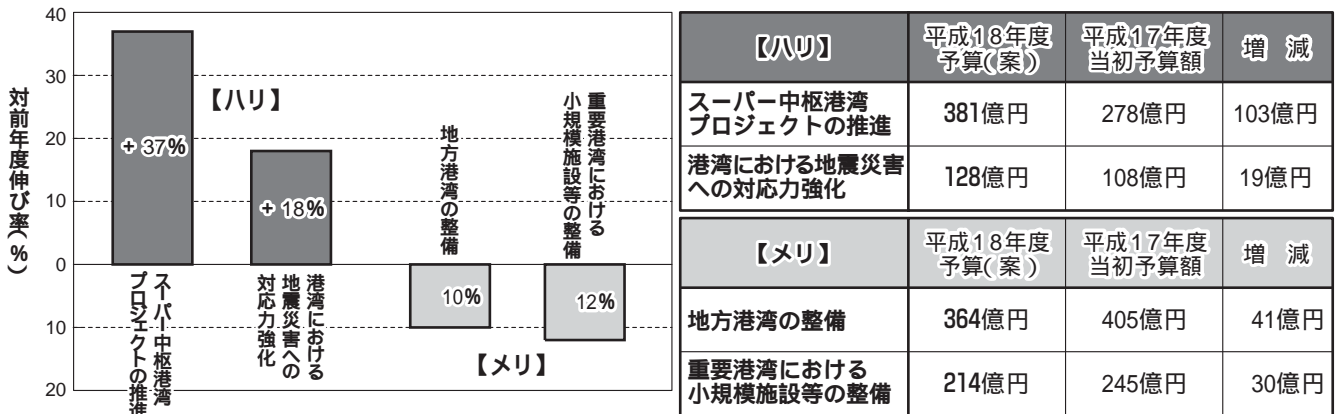


効率的・効果的な事業の推進

1 投資の重点化・効率化

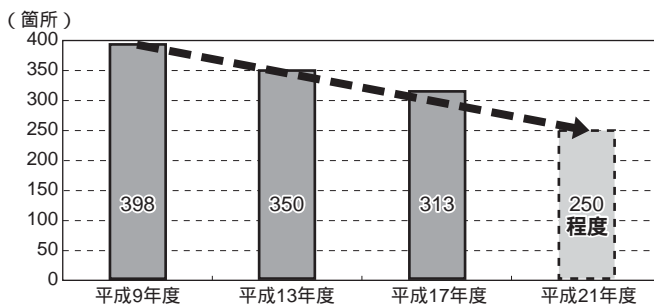
18年度予算(案)における投資のメリハリ

- 国際競争力の強化、安全・安心の確保という現下の政策課題に対し、港湾分野において対応すべき重点課題である「スーパー中樞港湾プロジェクトの推進」及び「港湾における地震災害への対応力強化」に予算配分の重点化を図る。
- 重要港湾における小規模施設等や地方港湾の整備のための投資を抑制する。
- 重要港湾105港の利用度に関する評価を行い、2区分に分け、投資の重点化を図る。



直轄事業の抜本的見直し

- 新規事業着工に際しては継続事業の終了を原則化すること等により、実施箇所数の管理を徹底する。
- 残事業についてプロジェクトの規模・範囲、設計見直し等の工夫、予算の重点配分等により事業費縮減と完了時期の前倒しを実現する。

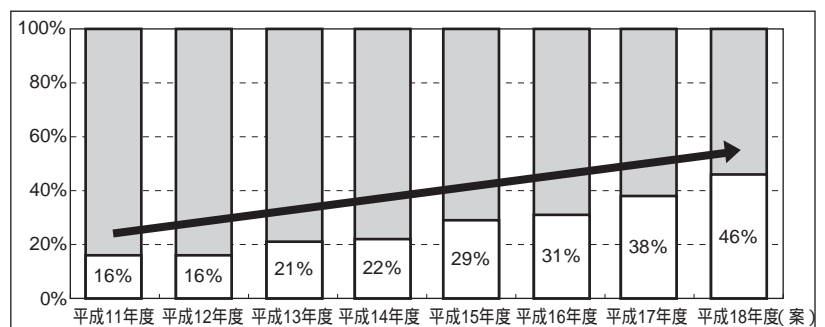


【直轄事業実施箇所数(重要港湾)の推移】

- 直轄事業を向こう5年間で20%削減(17年度313箇所 21年度250箇所程度)
- 事業の重点化により優先施策の効果を早期発現(事業期間を平均2割短縮)

既存ストックを有効活用

- 新規施設の「建設」のみならず、既存ストックを「改良」することによって、その質を減ることなく有効に活用していく。



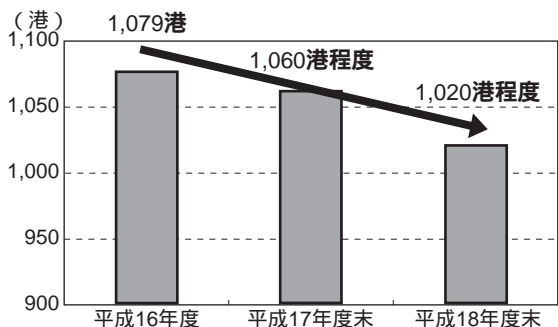
【改修事業に占める改良のシェア】

地方港湾統合の推進による投資の縮減

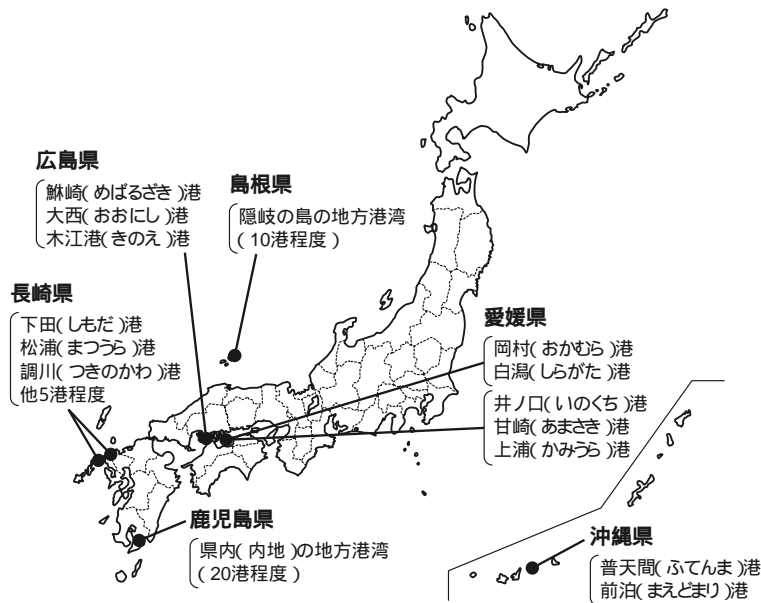
港湾管理者と国が連携しながら政策的に港湾の統合を進め、分散投資などの解消を図ることによる効率的・効果的な港湾の投資・運営をめざす。平成18年度は、約40港(約50港 - 8港程度)の港数削減を予定。

< 統合による効果 >

- 港湾の施設などの投資効率化
 - ➡ 適切な機能の分担、配置計画、整備計画
(18年度統合検討港湾の後年度事業費を約40億円縮減)
- 港湾運営の効率化
 - ➡ 各種手続、事務の省力化
(18年度統合検討港湾の港湾管理事務コストを約3割縮減)



【港湾数の推移】



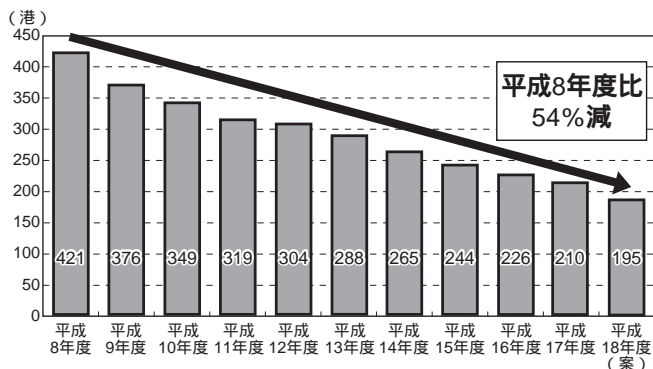
【18年度における主な統合検討港湾】

港湾統合支援措置(港湾施設改良費統合補助)

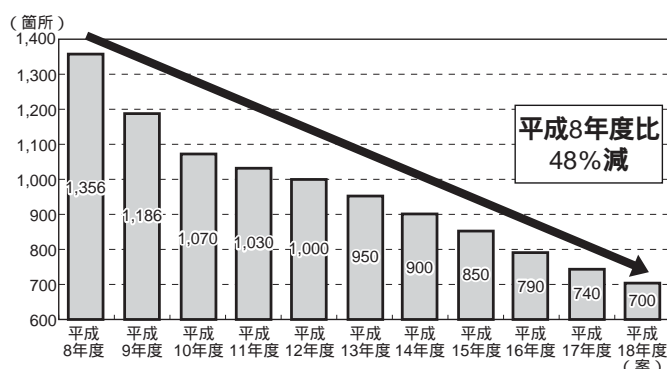
市町村管理港湾に係る補助採択基準の引き上げ(H16: 5,000万円 H17: 7,000万円 H18: 8,000万円)に際し、統合のあった市町村管理港湾については、平成17~19年度の3年間に国土交通大臣が同意した事業計画に基づく事業の採択基準を引続き5,000万円のまま据え置く。事業計画を優先的に採択。

事業実施港・箇所数の絞込み

わが国全体での歳出改革が重要な課題となっているなか、限られた予算により政策課題へ適切に対応し、整備の緊急性や官と民、国と地方の役割分担等の観点から投資の重点化を図るため、地方港湾における事業実施港数を削減し、投資を抑制する。また、重要港湾においても、事業実施箇所数のより一層の削減を図る。



【地方港湾における事業実施港数】

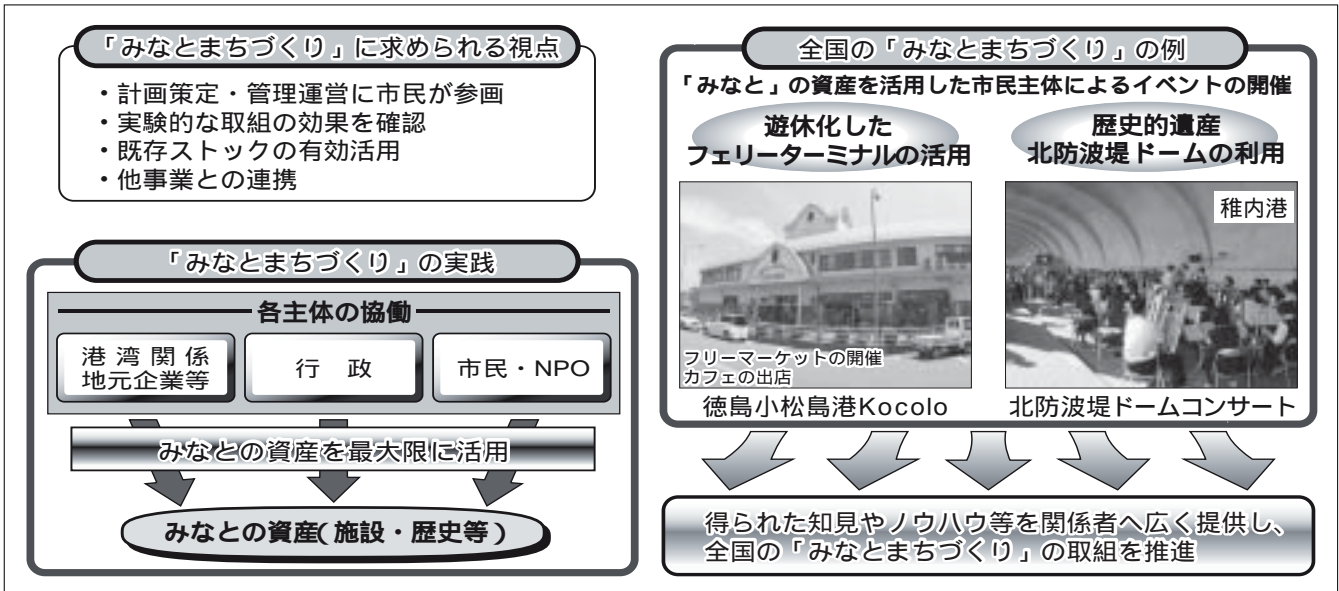


【重要港湾における事業実施箇所数】

市民が主体となった港づくり ～みなとまちづくりの推進～

個性を活かし地域を活性化する美しい「みなとまちづくり」の推進

「みなと」の資産を再評価し、地域の交流や賑わいの拠点として有効活用を図るため、市民が主体となって計画づくりや「みなと」の施設を利用したイベント等を開催し、市民に親しまれる活力のある「みなと」空間を形成する「みなとまちづくり」を推進する。



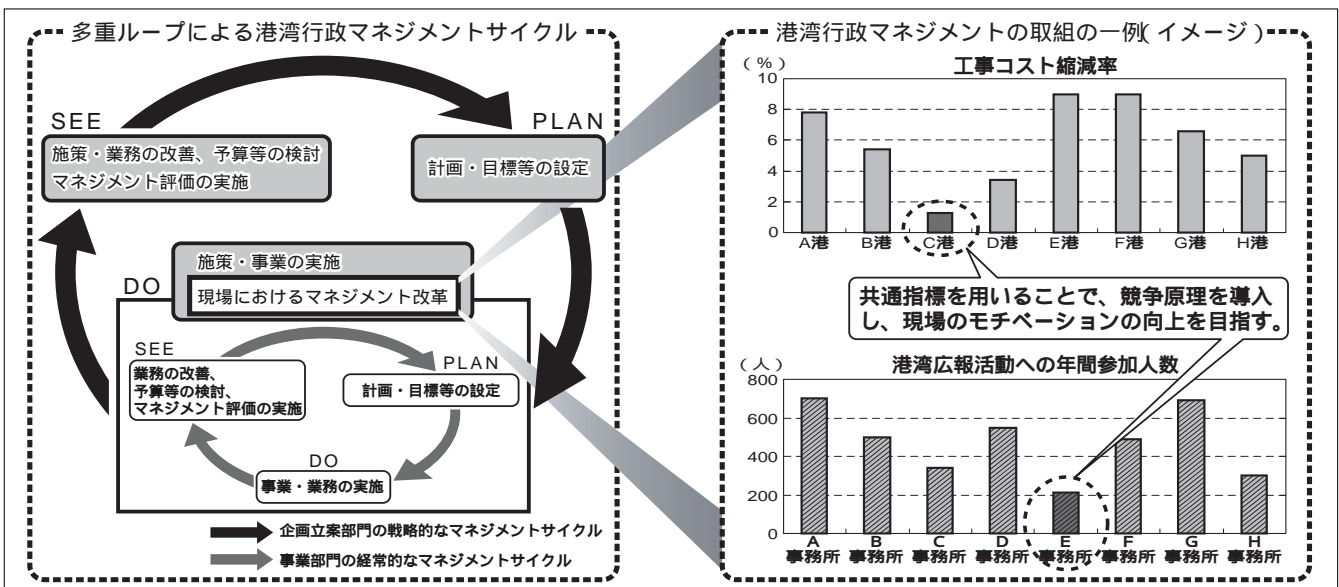
港湾行政マネジメントへの取組

業績測定、施策の評価、個別事業評価など、行政マネジメントサイクル(Plan-Do-Check-Actionサイクル)の確立を目指し、種々の取組を推進し、NPMの考えに基づく「港湾行政マネジメント」の確立を目指す。

NPM(ニュー・パブリック・マネジメント): 民間の経営手法を公的部門に応用した公的部門の新たなマネジメント手法

港湾行政マネジメントの“基本方針”

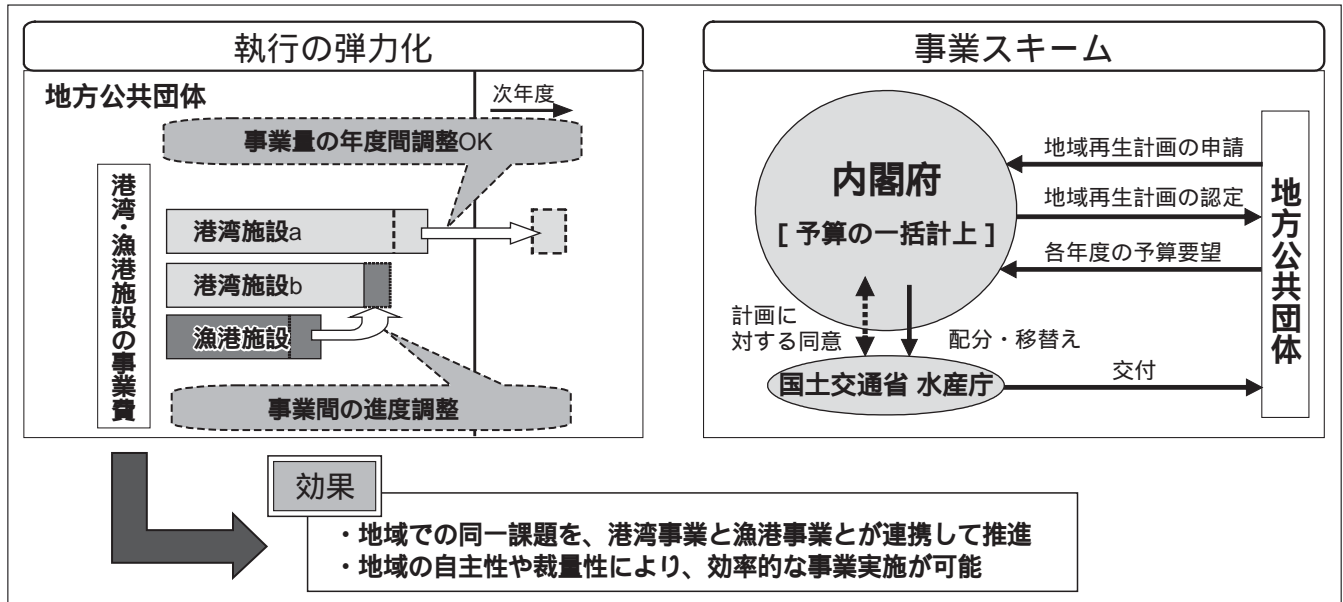
1. 港湾ユーザーならびに最終顧客である国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底
～国民的視点に立った成果重視の港湾行政への転換～
2. 国民本位の効率的で質の高い港湾行政マネジメントの実現～現場における港湾行政マネジメント改革～



港整備交付金の活用

水産庁との連携により地方港湾・第一種漁港の施設整備を効率的に実施する港整備交付金(内閣府に一括計上)について、地方の実情に配慮しつつ、その一層の活用を促進するため、平成18年度より予算を対前年度比1.7倍に増額(50億円→85億円)するとともに以下の内容を措置する。

- ・離島において実施される事業に対し、離島振興法と同等の交付率高上げを措置する。
- ・都道府県が港湾管理者である地方港湾の所在市町村が事業を実施できるよう措置する。
- ・離島の地方港湾における交通機能(駐車場)用地の整備を交付対象とする。



【港整備交付金のスキーム】

PFIの活用による効率的な事業の推進

中枢・中核国際港湾の公共コンテナターミナルやプレジャーボートの係留保管施設等において、民間の資金、経営ノウハウを活用できるPFI手法の導入により効率的な事業の推進を行う。(北九州港)

PFI事業者の実施する施設整備等に対する支援措置

- ・港湾法第55条の7に基づく無利子貸付
- ・特別転貸債による貸付
- ・税制特例(固定資産税、不動産取得税、都市計画税)

北九州港において、民間のノウハウと資金を活用した効率的な施設整備と単一のターミナルオペレーターによる複数バースの一元的な運営を行うことにより、アジアの主要港に劣らない国際競争力のあるサービスを提供することで、環黄海圏のハブポートを目指す。

シンガポール港を運営するPSA社を中心とした民間企業16社と北九州市が平成16年1月に出資協定を締結し、運営会社「ひびきコンテナターミナル株式会社」を設立、同年2月5日に運営会社と北九州市が実施協定の締結を行い、平成17年4月にコンテナターミナルの供用を開始した。引き続き施設整備を進めている。



16社： PSA社、株式会社上組、山九株式会社、日本通運株式会社、新日本製鐵株式会社、三井物産株式会社、日鐵運輸株式会社、九州電力株式会社、株式会社福岡銀行、株式会社西日本銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社山口銀行、株式会社ゼンリン、九州工業株式会社、ひびき灘開発株式会社、東陶機器株式会社

【PFI事業のイメージ(北九州港ひびきコンテナターミナルPFI事業)】

コスト構造改革の推進

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」(平成13年3月)に基づき、これまでの取り組みに加え、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直した「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年3月)を踏まえ引き続き推進する。

見直し内容

事業のスピードアップ(8施策)

計画・設計から管理までの各段階における最適化(14施策)

調達の最適化(12施策)

合計34施策

数値目標

平成15年度から5年間(社会資本整備重点計画と整合)で、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成する。

(港湾整備事業：平成16年度・7.5%)

総合コスト縮減率

従来の工事コストの縮減に加え、次の項目も評価

規格の見直しによるコストの縮減

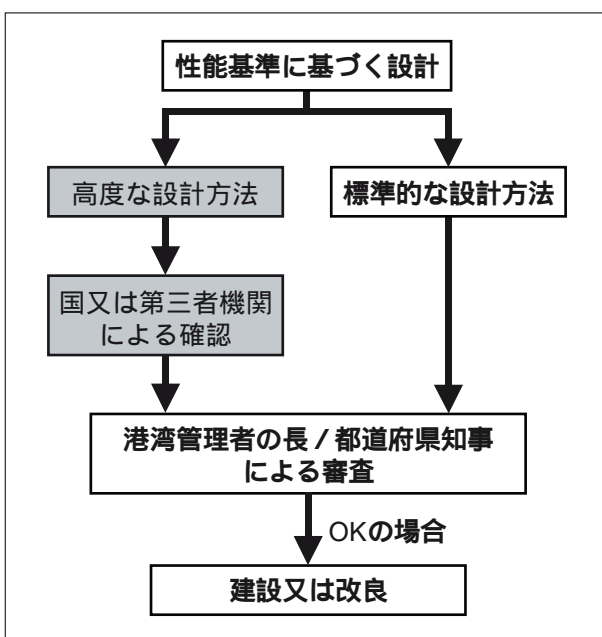
事業のスピードアップが図られることによる便益の向上

将来の維持管理費の縮減

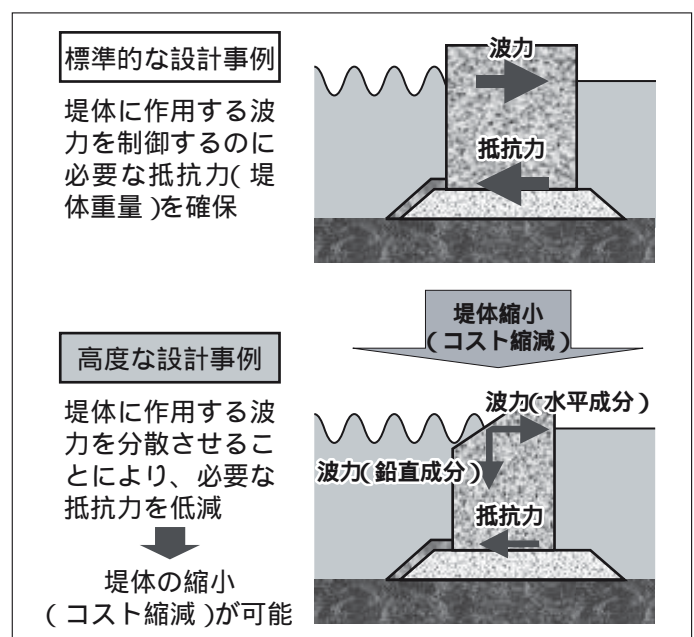
主要な施策

規格の見直しによるコストの縮減
～港湾の施設の技術上の基準の性能規定化～

港湾構造物のコスト縮減を図る観点から、港湾の施設の技術上の基準を現行の仕様規定から性能規定に変更する予定。これに伴い、創意工夫を活かした新たな設計方法が可能となることから、技術的難易度の高い設計に関する技術基準への適合性を国又は第三者機関が確認する制度を創設する。この第三者機関の技術力を確保するため、登録要件の審査を厳格に行うとともに、必要に応じて適合命令、改善命令、立入検査を実施するなど、港湾施設の安全確保に対し万全を期す。



【性能基準における適合性確保のスキーム】



【技術基準の性能規定化のメリット】

入札・契約手続の改善

入札・契約手続に関して、「政府調達に関する協定」の基準額(7億3千万円)以上の工事について実施している一般競争入札方式を2億円以上の工事まで拡大し、2億円未満の工事についても「工事希望型競争入札」を試行し、競争性の向上を図る。

また、民間からの技術提案に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式については、技術的な工夫の余地の小さい工事についても「簡易型総合評価方式」を導入することにより、総合評価方式の適用する工事を拡大する。

公共工事の品質確保について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約、受注者としての適格性を有しない建設業者の排除等による入札及び契約の適正化、民間事業者の能力を活用、請負契約の当事者の各々が対等な立場の合意による公正な契約、その誠実な履行、公共工事に関する調査及び設計の品質を確保することにより、公共工事の品質確保の促進を図る。

地方債償還の平準化による海上ターミナルの運営の安定化

資本費平準化債の創設

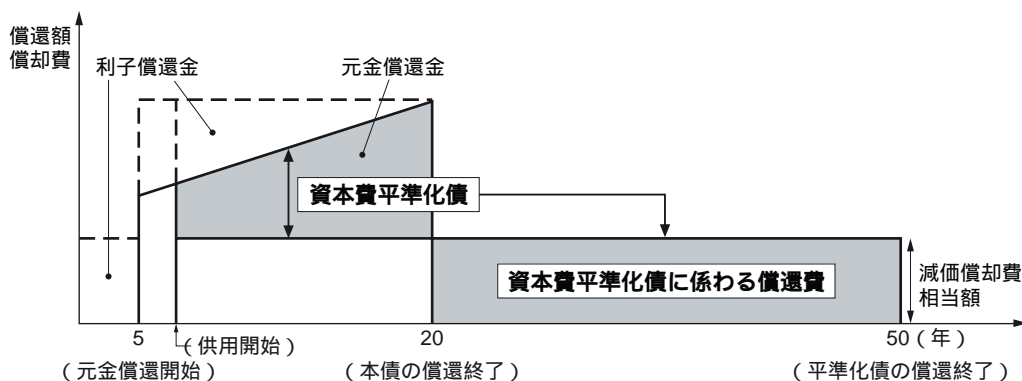
背景

ふ頭用地等の整備に充当した港湾整備事業債の元金償還期間と港湾施設の減価償却期間が異なっていることから、当該年度の元金償還について構造的に資金不足が生じている。

これを踏まえ、当該年度の元金償還額と減価償却費相当額との差に対する地方債として、新たに「資本費平準化債」が創設されることとなった。

制度の概要

起債対象 港湾施設の建設改良にかかる港湾整備事業債元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額
 (注) ふ頭用地の場合は、一体となって整備される岸壁の耐用年数(50年)を用いて算出する。



【概念図(ふ頭用地の場合)】

償還期限 30年以内 施設の構造・用途ごとの耐用年数を超えないこと)

資金 民間等資金